【資料３】

新潟市障がい福祉課
平成 25 年 7 月 18 日
第 2 回条例検討会資料

差別事例の分析（医療分野）

１．分類した差別事例

募集した事例について，下記の（１）～（３）の類型に分類

類型	説　　明
（1）障がいを理由とした差別的取扱い	障がいを理由として区別，排除，制限その他の異なる取扱いをすること（正当な理由に基づく場合でないもの）
（2）合理的配慮の不提供	障がいのある人が障がいのない人と同じ事をするときに、市や事業者や市民等の周りの人が、障がいのある人に合わせて、その状況に応じた変更や調整などを行わないこと（お金や労力の負担が過度にかかりすぎないもの）
③その他	冷たい対応や特別視されたなど、上記の区分以外のもの

（１）「障がいを理由とした差別的取扱い」と考えられる事例

①障がいを理由として医療の提供を拒むこと

【事例 4】「当医院（内科・歯科・整形外科）では対応できないから他へ行ってください」と言われた。（精神）

【事例 5】統合失調症を持つ患者さんが、〇〇病院の外来を受診しようとしたが、「統合失調症の方は、受診不可」と言われ診療を拒否された。窓口の相談員から詳しい説明やフォローは何も無かった。（精神／39 歳／男性／東区）

【事例 6】Ａ病院を受診したが、〇〇外科医師から「精神科の患者は、手術できないので、精神科のあるＢ病院若しくはＣ病院に行ってくれ」と言われた。精神症状は落ち着いているが、一切考慮してもらえなかった。（精神／82 歳／男性／東区）

【事例 7】医療関係で、障がいがある事で手術を断られた。（音声・言語・そしゃく、知的／43 歳／女性／東区）

【事例 11】体調が悪くても、入院が難しく、他の病院に回されてしまう。（肢体不自由、内部機能、知的／24 歳／男性／西区）

【事例 13】重度の障がいであるという理由で、医療機関から受診を拒否されたこと（肢体不自由、知的／33 歳／女性／江南区）

【事例 18】ある医療機関を受診した際、「なんで、診察の難しい子供をうちへ連れてきたのですか」と言われた事。（知的、発達障がい／6 歳／男／中央区）

②障がいを理由として医療の提供を制限すること

事例なし

③障がいを理由として医療の提供に条件を付けること

【事例 2】内科や眼科を受診した時、何かあるときのためなのか、「一緒に診察室に入ってくれ」と言われたことが悔しかった。子供じゃないんだ。（視覚／74 歳／男性／南区）

正当な理由がある場合としては、次のような例が考えられます。

・　障がいのある人の生命又は身体の保護のために、やむを得ない必要があると認められる場合。

（例）　歯の治療において、本人がパニックを起こしてしまい、治療を継続すると口腔内を傷つける恐れがある場合に治療を中止し、後日改めて治療を行った。

・　法令や通達等で、医師が診療を拒むことができる正当な事由とされている場合。

（例）　医師の病気により診療が不可能な場合。

（２）「合理的配慮の不提供」と考えられる事例

①コミニケーションや情報のやりとりに配慮が望まれる事例

【事例 3】手術・入院のため、病院を利用しましたが、〇〇番で採血、〇〇番で診察と言葉だけでの指示でした。保護者が付き添っていたので、何事もありませんでしたが、こういう時、障がい者一人であったら困りました。（知的／21 歳／男性／東区）

【事例 23】病院などで難聴を伝えても、医者、看護師などの話し声が小さい。（聴覚・平衡機能／男性／72 歳／東区）

②障がいの特性に応じてきめ細かく配慮や工夫が望まれる事例

事例なし

（３）「その他」の事例

①制度の改善に関する意見

【事例 10】医療体制について、障がい者に対する対応の仕方（知的／29 歳／男性／西区）

②障がいに対する無理解・誤解・偏見等がある事例

【事例 9】会社に通勤していた頃、「精神科で受診したのはまずいから、他の科にするか、自費でしてくれ」と言われた。（精神／40 歳／女性／中央区）

【事例 12】「うつ病」で精神科にも通院していたためか、本当に痛みがあったのに信じてもらえなかった。（精神／43 歳／女性／中央区）

【事例 17】知的があるため、医師にバカ呼ばわりされたこと。（知的／33 歳／男性／中央区）

【事例 20】人間ドックに行ったとき、医師に「5 年・10 年先を健康に生きるためのドックであって〇〇病の人は受けても意味がない」と言われた。（肢体不自由／59 歳／男性／西区）

【事例 21】怪我をしたため、病院へ行ったが「話にならない」と言われ、親を呼ばれた。心療内科の主治医も呼ぶぞとも言われた。（精神／38 歳／男性／北区）

③その他

【事例 1】入院している時に、ストレッチャーのようなベットで、寝心地が良くなかった。ベットの改善をしてくれなかった等、色々な不快感を感じる対応が多々あった。（現在でも入院時の良くない思いが残っている）（発達障がい／46 歳／女性／東区）

【事例 8】作業所の職員と病院に行ったら看護師さん同士でこそこそばなしをしていた。（知的／女性／23 歳／江南区）

【事例 14】病院で具合が悪くなった時、看護師がすぐに処置をしてくれなかった。（内部機能／54 歳／女性／中央区）

【事例 15】入院などすると、２、３人いじめがあります（看護師さんや同部屋など）（精神／61 歳／女性／東区）

【事例 16】医療…いろいろな検査をうけさせられる。（精神／62 歳／男性／東区）

【事例 22】医療で十分な時間でみてもらえない。（精神／52 歳／女性／中央区）

２．差別事例の解消方法

＜考えられる解消方法の例＞

（１）未然防止の取組

①　障がいに対する理解促進のための周知啓発（障がいに対する無理解・誤解・偏見等の解消）

・福祉従事者に向けた、障がいの正しい理解、不利益取扱い・合理的配慮の内容、障がい者への接し方等に関するパンフレット配付や研修等
・地域住民に向けた、障がいの正しい理解、不利益取扱い・合理的配慮の内容、障がい者への接し方等に関するパンフレット配付や研修等
・障がいのある人とない人が交流する場・イベント
・ボランティアの養成

②合理的配慮に積極的に取り組む事業所の表彰・認証等

（２）事後解決の仕組み

①　「差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を禁止する

②　個別事案について、相談、助言、あっせん等により自主的な解決を図る仕組みづくり
（基幹相談センター、障害者差別解消支援地域協議会、第三者的な機関等の設置など）

③　条例の実効性を担保する仕組みづくり（勧告，公表，罰則など）

【参考】 障害者権利条約や他自治体条例における医療分野の規定

（１）　障害者権利条約

○　障害者権利条約では、「締約国は、障害者が障害を理由とする差別なしに到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有することを認める」とした上で、締約国に対して、「他の者と同一の質の医療（例えば、情報に基づく自由な同意を基礎とした医療）を障害者に提供するよう要請すること」などを求めている。

（２）　他の都道府県の条例

○　千葉県条例では、医療を提供し、又は受けさせる場合に、障がいのある人に行う次の行為を「不利益取扱い」と定義した上で、「不利益取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止している（ただし、過重な負担となる場合は除外）。

①　本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障がいを理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

②　法令に特別の定めがある場合を除き、障がいを理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること。

○　熊本県条例では、医療を提供する場合に障がい者に行う次の行為を「不利益取扱い」と定義した上で、禁止している。

①　障がい者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障がいを理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

②　法令に特別の定めがある場合を除き、障がいを理由として、障がい者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。

③　また、過重な負担とならない場合は、「合理的配慮の提供」を求めている。